

**令和8年度(令和7年分)
市・県民税(国民健康保険税)
申告の手引き**

**令和8年1月
八幡平市企画総務部税務課**

« 申告受付日程 »

申告期間：令和8年2月13日（金）から3月16日（月）まで

会場	市役所本庁（1階 多目的ルーム）		安代総合支所（1階 打合室）	
地区	西根・松尾地区（太文字は松尾地区）		安代地区（太文字は田山地区）	
受付時間 期日	午前9時～11時	午後1時～3時	午前9時～11時	午後1時～3時
2月 13日（金）	駅前一区・駅前二区	上町・仲町		
16日（月）	五百森	渋川・渋川開拓・白屋	畠1区（赤坂田）	畠1区（星沢・黒沢・寄木）
17日（火）	金沢・温泉郷	安比高原・畠・柏台	畠2区（扇畠・松木田・小屋畠）	五日市3区・五日市4区
18日（水）	下町二区	下町一区・下町三区	浅沢第1	
19日（木）	松川・雇用促進	山後・岡村	五日市1区	五日市2区
20日（金）	山子沢・大石平・中関	北村	館市・兄畠	兄川・日瀬通
22日（日）	地区指定なし			
24日（火）	両沼	野駄	田山上	田山下
25日（水）	北寄木	上野駄・上寄木	浅沢第2	新町中央
26日（木）	南寄木（中郡・鹿野）	南寄木（立石・関口）	曲田横間	荒屋
27日（金）	寄木新田	館腰・高宮	折壁・石名坂	愛の山・新興矢神
3月 1日（日）	地区指定なし			
2日（月）	中村・間羽松	町組・薬師	秋葉	細野・豊畠
3日（火）	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠	栗木田・杉沢・平長・苗石田	荒屋新町
4日（水）	大花森・中沢・前森	松尾		
5日（木）	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前		
6日（金）	松久保・山崎・堀切	わし森・桜沢・笹目		
9日（月）	中松尾	時森・小屋の沢		
10日（火）	寺田・帷子	寺田新田・野口		
11日（水）	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・館沢		
12日（木）	地区指定なし			
13日（金）				
16日（月）				

- ◆パソコンやスマートフォンから確定申告書を提出することができます。詳しくは14ページをご覧ください。
- ◆待合室は結のひろばとなりますので、防寒対策をして来場をお願いします。
- ◆指定日は混雑緩和のための目安として設定しているものです。期間後半になるにつれ、混雑することが予想されます。指定日に都合が悪い方や、資料をまとめ終えた方、還付申告の方は、地区の指定日にかかわらずお早めにお越しください。
- ◆2月22日（日）、3月1日（日）は、市役所本庁会場でのみ受付を行います。仕事の都合等で平日の日中に来られない方はご利用ください。
- ◆午前中及び日曜日の受付は混雑により、お待ちいただく時間が長くなることが想定されますので、ご理解をお願いします。

◆サービス向上を目的として、市の申告会場での確定申告は、e-Tax（電子申告）で実施します。確定申告する方で、「利用者識別番号」を取得されていない方は、申告会場で取得していただきます。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、八幡平市内に居住し、次の(1)～(10)に該当する方

- (1) 営業、農業、不動産（アパート、駐車場、小作料）、雑、一時等の所得がある方
- (2) 購入所得（土地、建物、株式の売却）や山林所得がある方
- (3) 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が八幡平市に提出されていない方
- (4) 給与所得者で、年末調整が終わっていない方や2ヵ所以上の事業所から給与の支払を受けた方
- (5) 給与所得者で、給与以外の所得がある方

(注意) 給与所得者で年末調整が済んでいる方は、給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、市・県民税の申告は必要です。

- (6) 公的年金を受給している方で、公的年金以外の所得がある方

(注意) 公的年金受給者で年間の公的年金収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、市・県民税の申告は必要です。

- (7) 公的年金を受給している方で、所得控除（例：寡婦控除・ひとり親控除や生命保険料控除など）を受ける方

- (8) 雑損控除や医療費控除などの所得控除や寄附金控除等の税額控除を受ける方

- (9) 収入がない方で誰の扶養にもなっていない方

- (10) 八幡平市外の親族に扶養されている方

(注意) 令和7年中に病気療養、退職等で収入がなかった方も申告は必要です。

申告をしないと、所得証明書の発行ができない場合や、国民健康保険税の軽減が受けられない等の不利益が生ずることがあります。

税務署で申告する方（市で申告を受付できない方）

- (1) 青色申告の方
- (2) 事業収入、不動産収入額が1千万円を超える方
- (3) 株式等に係る所得のある方や投資信託等分配等の所得のある方
- (4) 住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方（初回）

【盛岡税務署申告書作成会場】

●期間 2月16日（月）から3月16日（月）までの平日および3月1日（日）

●時間 午前9時から午後4時まで

●場所 キオクシア アイーナ7階（いわて県民情報交流センター）盛岡市盛岡駅西通1-7-1

※会場への入場は「入場整理券」が必要です。（会場での当日配付またはLINEによる事前予約）

※当日スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、ご自身のものを使用して申告書を作成していただきますので、マイナンバーカード（発行時に設定した暗証番号を含む。）をお持ちの方は、ご持参ください。

申告が不要な方

- (1) 税務署に令和7年分確定申告書を提出した方
- (2) 給与所得の年末調整が済んでいて、他に収入のない方
- (3) 収入が公的年金のみで受給額が148万円以下（65歳未満は受給額が98万円以下）の方
- (4) 収入がなく、八幡平市内に居住する方の申告や年末調整で扶養親族になっている方

※八幡平市外の親族に扶養されている方は申告が必要です。

申告に必要なもの

- (1) 口座振替納税や口座振込による還付を希望する方は本人の預金通帳等と通帳印
- (2) 「確定申告のお知らせ」(税務署から送付されている方)
- (3) 利用者識別番号がわかるもの(取得されている方)
- (4) 所得の計算に必要な書類
- ア. 給与所得…令和7年分給与所得の源泉徴収票(原本)、または給与支払明細書等
- イ. 営業所得…売上、仕入帳簿、経費明細書、領収書等
- ウ. 農業所得…収入に関する書類、帳簿(販売額、作付面積、飼育頭数がわかるもの)、経費に関する書類、帳簿(農機具購入等の領収書、固定資産の課税明細書等)
- ◎JA、岩中酪、たばこ組合、産直からの収支のわかる資料
- ◎肉用牛等の売却による農業所得の所得割免除(租税特別措置法適用)を受ける方は、市場、JAが発行する証明書
- ◎集落営農組織の組合員の方は、それぞれの組合からの「集落営農組織按分額通知書」等
- ◎「経営所得安定対策交付金」は申告が必要です。通知書を持参してください。
- エ. 不動産所得…家賃・地代の明細、修理等の経費の領収書、固定資産の課税明細書等
- オ. 雑所得
- ①公的年金等…令和7年分公的年金の源泉徴収票(原本)
- ②業務…原稿料やシルバー人材センターなど、収入がわかるもの
- ③その他…個人年金の支払証明書等
- カ. 謹渡所得…謹渡の明細(土地建物の番地、面積、謹渡金額等)、謹渡費用(経費)がわかるもの
- (5) 所得控除や税額控除を受ける場合、その証明書類
- ア. 社会保険料控除…国民健康保険税、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の領収書または証明書
- イ. 生命保険料控除、地震保険料控除(旧長期損害を含む)…それぞれの保険の控除証明書
- ウ. 医療費控除…作成済の医療費控除の明細書(様式は5ページにあります。)
- エ. セルフメディケーション税制による医療費控除の特例…作成済のセルフメディケーション税制の明細書(様式は6ページにあります。)
- オ. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)
- ・初回…税務署で申告してください
- ・2年目以降…年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書(税務署発行)
- カ. 障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象認定書(地域福祉課から送付されるもの)
- キ. 国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別)控除、障害者控除の適用を受ける場合
- ①親族関係書類…国外居住親族が親族であることを証する書類
- ・戸籍謄本、出生証明書等
- ②送金関係書類…国外居住親族の生活費の送金を各人に行ったことを明らかにする、いざれかの書類
- ・金融機関の書類、クレジットカードの利用明細書、電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等または資金移動業者を含む)の書類
- ※「親族関係書類」及び「送金関係書類」が、外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要です。
- (6) マイナンバーカード
- 【マイナンバーカードをお持ちでない方】
- マイナンバー通知カード、または住民票の写し(マイナンバーの記載のあるもの)と本人確認書類
- 【本人確認書類の種類】
- 1点で確認できるもの ⇒ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等
- 2点で確認できるもの ⇒ 医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等

- ◆農業や営業などの事業所得や不動産所得、山林所得が生じるすべての方は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿書類を保存する必要があります。
- ◆事業所得について、社会通念上事業と認められる場合を除き、営利性がないものや帳簿書類の保存がないときは、「業務に係る雑所得」に区分されることになります。ご注意ください。

事前準備

1. 農業申告をする方

農業所得がある方は、必ず領収書等の集計をして、収支内訳書を作成してください。

収支内訳書を作成できない方は、以下の準備をお願いします。

(1) 必要経費の分類集計

- JAから配布される科目別明細書以外の必要経費を各科目ごとに集計してノート等にまとめてください。
- 土地改良費のうち永久資産の取得費は必要経費対象外です。容認割合は各土地改良区にご確認ください。

(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（免税牛の特例）を受ける場合

- JAから配布される科目別明細書の収入・経費について、牛の部分にアンダーラインを引いてください。
(※免税牛の特例を受けるには、収入・経費を牛にかかった分とそうでない分（米、野菜等）を分けて集計します。)
- 令和7年中に飼育していた牛を一覧にまとめてください。その際一頭ごとに牛の生年月日、売却日等を記載してください。（※減価償却費、棚卸、育成費用を計算するのに必要です。）

2. 医療費控除の申告をする方

(1) 通常の医療費控除

医療費の金額、保険金等で補てんされる金額の集計をして「医療費控除の明細書」（様式は5ページにあります）を作成してください。医療費の領収書は5年間保管が必要です。

《医療費控除の対象になる医療費（例）》

- 医師、歯科医師による診療代や治療代（※1）
- 通院のための交通費（バス代、鉄道代）
- 高齢者、身体障害者のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）（※2）

※1 未払いとなっている医療費は実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※2 おむつ代について、介護保険法の要介護認定を受けている方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

《医療費控除の対象に含まれないもの（例）》

- 健康診断の費用
- 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

対象となる医薬品の金額の集計をして「セルフメディケーション税制の明細書」（様式は6ページにあります）を作成してください。医薬品の領収書は5年間保管が必要です。

この控除を受けるためには、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行っていることが条件となります。取り組みの内容は、特定健康診査（メタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、がん健診で、内容を確認できる次の書類は5年間保管が必要です。

- ・インフルエンザの予防接種の領収書または予防接種済証
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・人間ドックやがん検診など各種健診（検診）の領収書または結果通知表

(3) 保険金などで補てんされる金額（(1) (2) 共通）

次のものは、支払った医療費などから差し引きます。

- ・市や県の実施する医療費助成制度により支払を受ける給付金
- ・加入している健康保険から支払を受ける高額療養費・出産育児一時金
- ・生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける医療保険金や入院費給付金など

令和 7 年分 セルフメディケーション税制の明細書

*この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

住 所

氏 名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

①取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
②発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	A	
保険金などで 補てんされる金額			B	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)		C	
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)		D	

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に
転記し、「区分」の□に「1」と記入します。

令和8年度(令和7年分) 市・県民税申告用所得及び所得控除の説明

所得の説明

(令和8年度(令和7年中)の収入に係る、市・県民税申告用の所得説明です。)

所得の説明

=

収入金額

-

収入から差し引かれる金額(必要経費・給与所得控除等)

1 算定期間: 令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

2 収入金額: 1年間の収入の確定した金額。収入代金の一部が未収であっても商品の引渡しが済んでいればその部分も収入金額となります。

3 必要経費: 売上原価、収入を得るために要した経費。例えば、販売した商品の原価、土地建物の賃借料、建設機械等の減価償却費、俸給、借入金の利息、修繕料、租税公課、資材代等。ただし家事に要した費用は含みません。

4 所得の種類

種類		あらまし
事業	ア 営 業 等	商・工業や漁業、サービス業、自由職業などの自営業から生じる所得
業	イ 農 業	農産物の生産や農家が兼営する家畜等の飼育等酪農品の生産から生じる所得
ウ	不動産	土地や建物等の賃貸料及び権利金などの不動産から生じる所得
工	利 子	公債や社債の分配金及び国外の銀行に預けた預金の利子所得
才	配 当	株式の配当金や出資の配当金・余剰金の分配等の所得
力	給 与	俸給や給料、賃金、賞与及び事業専従者給与等の所得
雑	キ 公的年金等	国民年金や厚生年金、公務員の共済年金、恩給等の所得
	ク 業 務	原稿料や講演料、シルバー人材センターの報酬、ネットオークションなどを利用した個人取引等の副収入による所得
	ケ そ の 他	生命保険会社等の個人年金や互助年金など他の所得に当てはまらない所得
コ~サ	総合課税譲渡	機械器具や営業権、特許権、ゴルフ会員権等の資産の譲渡から生じる所得
シ	一 時	賞金や懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金、競馬の払戻金等の所得

5 給与所得の計算

A 給与収入の金額	給与所得の金額	
～1,899,999円	A - 650,000円 =	円 (下限 0円)
1,900,000 ～3,599,999円	A ÷ 4 = B 円 (千円未満の端数切捨て)	B × 2.8 - 80,000円 = 円
3,600,000 ～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円 = 円
6,600,000 ～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 =	円
8,500,000円～	A - 1,950,000円 =	円

6 公的年金等の雑所得の計算

昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満)

C 公的年金収入の金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	～ 10,000,000 円	10,000,001～20,000,000 円	20,000,001 円～
～ 1,299,999 円	C - 600,000 円 = 円 (下限 0 円)	C - 500,000 円 = 円 (下限 0 円)	C - 400,000 円 = 円 (下限 0 円)
1,300,000 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 275,000 円 = 円	C × 0.75 - 175,000 円 = 円	C × 0.75 - 75,000 円 = 円
4,100,000 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 685,000 円 = 円	C × 0.85 - 585,000 円 = 円	C × 0.85 - 485,000 円 = 円
7,700,000 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,455,000 円 = 円	C × 0.95 - 1,355,000 円 = 円	C × 0.95 - 1,255,000 円 = 円
10,000,000 円～	C - 1,955,000 円 = 円	C - 1,855,000 円 = 円	C - 1,755,000 円 = 円

昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (65 歳以上)

D 公的年金収入の金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	～ 10,000,000 円	10,000,001～20,000,000 円	20,000,001 円～
～ 3,299,999 円	D - 1,100,000 円 = 円 (下限 0 円)	D - 1,000,000 円 = 円 (下限 0 円)	D - 900,000 円 = 円 (下限 0 円)
3,300,000 ～ 4,099,999 円	D × 0.75 - 275,000 円 = 円	D × 0.75 - 175,000 円 = 円	D × 0.75 - 75,000 円 = 円
4,100,000 ～ 7,699,999 円	D × 0.85 - 685,000 円 = 円	D × 0.85 - 585,000 円 = 円	D × 0.85 - 485,000 円 = 円
7,700,000 ～ 9,999,999 円	D × 0.95 - 1,455,000 円 = 円	D × 0.95 - 1,355,000 円 = 円	D × 0.95 - 1,255,000 円 = 円
10,000,000 円～	D - 1,955,000 円 = 円	D - 1,855,000 円 = 円	D - 1,755,000 円 = 円

7 所得金額調整控除

総所得金額の計算において、以下の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

①給与収入の金額が 850 万円を超える、次のいずれかに該当する方

ア 本人が特別障害者に該当

イ 年齢 23 歳未満の扶養親族がいる方 (扶養控除の取得の有無は関係ありません。)

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる方 (配偶者控除または扶養控除の取得の有無は関係ありません。)

●給与所得の金額 (E) = 所得金額調整控除前の給与所得の金額 - {(給与収入の金額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%}

②給与所得の金額および公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、その合計金額が 10 万円を超える方

●上記①に該当する方の給与所得の金額

E - {(E (上限 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得 (上限 10 万円)) - 10 万円}

●上記①に該当しない方の給与所得の金額

給与所得の金額 - {(給与所得の金額 (上限 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得 (上限 10 万円)) - 10 万円}

所得控除の説明

(市・県民税の所得控除の説明です。所得税とは控除額が異なりますのでご注意ください。)

控除の種類	控除の内容	控除額																														
1 雜損控除	申告者や、総所得金額等(※1)が58万円以下の申告者の配偶者、その他の親族で生計を一にする(※3)方が、災害や盗難又は横領によって、住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。	控除額=次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損害金額-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等(※1)×10%) ②(損害金額-保険金などで補てんされる金額)のうち災害関連支出の金額-5万円 ※ 控除を受ける場合は、控除に関する明細書の添付や災害関連支出金額の領収書を添付又は提示が必要です。																														
2 医療費控除	1 通常の医療費控除 申告者や申告者と生計を一にする(※3)配偶者、その他の親族のために申告者が支払った医療費が一定金額以上ある場合に控除されます。 2 セルフメディケーション税制による医療費控除 健康の保持増進および疾病的予防への一定の取り組みを行っている申告者や申告者と生計を一にする(※3)配偶者、その他の親族のために申告者が支払った特定一般用医薬品等購入金額が一定金額以上ある場合に控除されます。 ※注意※ 医療費控除は支払った医療費が還付されるものではありません。医療費控除額を所得額から差し引いて税額計算します。	1 通常の医療費控除 <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>支払った医療費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A-B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>総所得金額等(※1)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>D×5%</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>10万円とEのいずれか少ない方の金額</td> <td>円</td> </tr> </table> 控除額=C-F(限度額200万円) 2 セルフメディケーション税制による医療費控除 <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>支払った特定一般用医薬品等購入費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A-B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1万2千円</td> <td>円</td> </tr> </table> 控除額=C-D(限度額8万8千円) ※ 通常の医療費控除か、セルフメディケーション税制による医療費控除のいずれかを選択	A	支払った医療費	円	B	保険金などで補てんされる金額	円	C	A-B	円	D	総所得金額等(※1)	円	E	D×5%	円	F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円	A	支払った特定一般用医薬品等購入費	円	B	保険金などで補てんされる金額	円	C	A-B	円	D	1万2千円	円
A	支払った医療費	円																														
B	保険金などで補てんされる金額	円																														
C	A-B	円																														
D	総所得金額等(※1)	円																														
E	D×5%	円																														
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円																														
A	支払った特定一般用医薬品等購入費	円																														
B	保険金などで補てんされる金額	円																														
C	A-B	円																														
D	1万2千円	円																														
3 社会保険料控除	申告者や申告者と生計を一にする(※3)配偶者、その他の親族が負担することになっている健康保険、国民年金、介護保険等の社会保険料を申告者が支払った場合に控除されます。	控除額=支払った金額の全額 ※ 年金から天引き(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、その年金をもらっている本人の社会保険料控除となりますので、ご注意ください。																														
4 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の規定による掛金や地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を申告者が支払った場合に控除されます。	控除額=支払った金額の全額 ※ 控除を受ける場合は、支払った掛金額の証明書を添付するか提示が必要です。																														
5 生命保険料控除	申告者や申告者の配偶者、その他の親族を受取人とする、生命保険契約等、個人年金保険契約等および介護医療保険契約等に係る保険料(割戻金を受けたときは、支払保険料から差し引きます)を申告者が支払った場合にその支払額に応じた金額が控除されます。	一般の保険料 <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>新生命保険料(合計)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>旧生命保険料(合計)</td> <td>円</td> </tr> </table> 介護医療保険料 <table border="1"> <tr> <td>C</td> <td>介護医療保険料(合計)</td> <td>円</td> </tr> </table> 個人年金保険料 <table border="1"> <tr> <td>D</td> <td>新個人年金保険料(合計)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>旧個人年金保険料(合計)</td> <td>円</td> </tr> </table> 一般の生命保険料 <table border="1"> <tr> <td>F</td> <td>Aの金額</td> <td>新生命保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~12,000円</td> <td>Aの金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円~32,000円</td> <td>A×0.5+6,000円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円~56,000円</td> <td>A×0.25+14,000円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円~</td> <td>限度額 28,000円</td> </tr> </table>	A	新生命保険料(合計)	円	B	旧生命保険料(合計)	円	C	介護医療保険料(合計)	円	D	新個人年金保険料(合計)	円	E	旧個人年金保険料(合計)	円	F	Aの金額	新生命保険料の控除額		~12,000円	Aの金額 円		12,001円~32,000円	A×0.5+6,000円 円		32,001円~56,000円	A×0.25+14,000円 円		56,001円~	限度額 28,000円
A	新生命保険料(合計)	円																														
B	旧生命保険料(合計)	円																														
C	介護医療保険料(合計)	円																														
D	新個人年金保険料(合計)	円																														
E	旧個人年金保険料(合計)	円																														
F	Aの金額	新生命保険料の控除額																														
	~12,000円	Aの金額 円																														
	12,001円~32,000円	A×0.5+6,000円 円																														
	32,001円~56,000円	A×0.25+14,000円 円																														
	56,001円~	限度額 28,000円																														

文中の(※1)と(※3)は13ページに説明文があります。

所得控除の説明

(市・県民税の所得控除の説明です。所得税とは控除額が異なりますのでご注意ください。)

控除の種類	控除の内容	控除額																																																																												
5 生命保険料控除	<p>一般の生命保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険は旧生命保険料 ●平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険は新生命保険料個人年金保険料 <p>個人年金保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等は旧個人年金保険料 ●平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等は新個人年金保険料 	<p>(前ページからのつづき)</p> <table border="1"> <tr> <td>G 旧生命保険料</td> <td>B の金額</td> <td>旧生命保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 15,000 円</td> <td>B の金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001 円 ~ 40,000 円</td> <td>B × 0.5 + 7,500 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001 円 ~ 70,000 円</td> <td>B × 0.25 + 17,500 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001 円 ~</td> <td>限度額 35,000 円 円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>F + G</td> <td>限度額 28,000 円 円</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>G と H のいずれか大きい金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>J 介護医療保険料</td> <td>C の金額</td> <td>介護医療保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 12,000 円</td> <td>C の金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001 円 ~ 32,000 円</td> <td>C × 0.5 + 6,000 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001 円 ~ 56,000 円</td> <td>C × 0.25 + 14,000 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001 円 ~</td> <td>限度額 28,000 円 円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>K 新個人年金保険料</td> <td>D の金額</td> <td>新個人年金保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 12,000 円</td> <td>D の金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001 円 ~ 32,000 円</td> <td>D × 0.5 + 6,000 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001 円 ~ 56,000 円</td> <td>D × 0.25 + 14,000 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001 円 ~</td> <td>限度額 28,000 円 円</td> </tr> <tr> <td>L 旧個人年金保険料</td> <td>E の金額</td> <td>旧個人年金保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 15,000 円</td> <td>E の金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001 円 ~ 40,000 円</td> <td>E × 0.5 + 7,500 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001 円 ~ 70,000 円</td> <td>E × 0.25 + 17,500 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001 円 ~</td> <td>限度額 35,000 円 円</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>K + L</td> <td>限度額 28,000 円 円</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>M と L のいずれか大きい金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>I+J+N (限度額 70,000 円)</td> <td>円</td> </tr> </table>		G 旧生命保険料	B の金額	旧生命保険料の控除額		~ 15,000 円	B の金額 円		15,001 円 ~ 40,000 円	B × 0.5 + 7,500 円 円		40,001 円 ~ 70,000 円	B × 0.25 + 17,500 円 円		70,001 円 ~	限度額 35,000 円 円	H	F + G	限度額 28,000 円 円	I	G と H のいずれか大きい金額	円	J 介護医療保険料	C の金額	介護医療保険料の控除額		~ 12,000 円	C の金額 円		12,001 円 ~ 32,000 円	C × 0.5 + 6,000 円 円		32,001 円 ~ 56,000 円	C × 0.25 + 14,000 円 円		56,001 円 ~	限度額 28,000 円 円	K 新個人年金保険料	D の金額	新個人年金保険料の控除額		~ 12,000 円	D の金額 円		12,001 円 ~ 32,000 円	D × 0.5 + 6,000 円 円		32,001 円 ~ 56,000 円	D × 0.25 + 14,000 円 円		56,001 円 ~	限度額 28,000 円 円	L 旧個人年金保険料	E の金額	旧個人年金保険料の控除額		~ 15,000 円	E の金額 円		15,001 円 ~ 40,000 円	E × 0.5 + 7,500 円 円		40,001 円 ~ 70,000 円	E × 0.25 + 17,500 円 円		70,001 円 ~	限度額 35,000 円 円	M	K + L	限度額 28,000 円 円	N	M と L のいずれか大きい金額	円		I+J+N (限度額 70,000 円)	円
G 旧生命保険料	B の金額	旧生命保険料の控除額																																																																												
	~ 15,000 円	B の金額 円																																																																												
	15,001 円 ~ 40,000 円	B × 0.5 + 7,500 円 円																																																																												
	40,001 円 ~ 70,000 円	B × 0.25 + 17,500 円 円																																																																												
	70,001 円 ~	限度額 35,000 円 円																																																																												
H	F + G	限度額 28,000 円 円																																																																												
I	G と H のいずれか大きい金額	円																																																																												
J 介護医療保険料	C の金額	介護医療保険料の控除額																																																																												
	~ 12,000 円	C の金額 円																																																																												
	12,001 円 ~ 32,000 円	C × 0.5 + 6,000 円 円																																																																												
	32,001 円 ~ 56,000 円	C × 0.25 + 14,000 円 円																																																																												
	56,001 円 ~	限度額 28,000 円 円																																																																												
K 新個人年金保険料	D の金額	新個人年金保険料の控除額																																																																												
	~ 12,000 円	D の金額 円																																																																												
	12,001 円 ~ 32,000 円	D × 0.5 + 6,000 円 円																																																																												
	32,001 円 ~ 56,000 円	D × 0.25 + 14,000 円 円																																																																												
	56,001 円 ~	限度額 28,000 円 円																																																																												
L 旧個人年金保険料	E の金額	旧個人年金保険料の控除額																																																																												
	~ 15,000 円	E の金額 円																																																																												
	15,001 円 ~ 40,000 円	E × 0.5 + 7,500 円 円																																																																												
	40,001 円 ~ 70,000 円	E × 0.25 + 17,500 円 円																																																																												
	70,001 円 ~	限度額 35,000 円 円																																																																												
M	K + L	限度額 28,000 円 円																																																																												
N	M と L のいずれか大きい金額	円																																																																												
	I+J+N (限度額 70,000 円)	円																																																																												
6 地震保険料控除	<p>A.</p> <p>損害保険契約等について、地震等損害保険部分の保険料（割戻金を受けたときは、支払保険料から差し引きます）を申告者が支払った場合に、その支払額に応じた金額が控除されます。</p> <p>B.</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が 10 年以上の契約で、満期返戻金などを支払う特約があるものなど）で平成 19 年 1 月 1 日以後契約の変更をしていないものについて、保険料（（旧）長期損害保険料）を申告者が支払った場合に、その金額に応じた金額が控除されます。</p>	<p>◎ 一つの契約が、A と B 両方に該当するときは、いずれか一方の保険料または掛金が控除の対象になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>地震保険料（合計）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>旧長期損害保険料（合計）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C 地震保険料</td> <td>A の金額</td> <td>地震保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 50,000 円</td> <td>A × 0.5 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001 円 ~</td> <td>限度額 25,000 円</td> </tr> <tr> <td>D 旧長期損害保険料</td> <td>B の金額</td> <td>旧長期損害保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 5,000 円</td> <td>B の金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,001 円 ~ 15,000 円</td> <td>B × 0.5 + 2,500 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001 円 ~</td> <td>限度額 10,000 円 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C+D (限度額 25,000 円)</td> <td>円</td> </tr> </table>		A	地震保険料（合計）	円	B	旧長期損害保険料（合計）	円	C 地震保険料	A の金額	地震保険料の控除額		~ 50,000 円	A × 0.5 円		50,001 円 ~	限度額 25,000 円	D 旧長期損害保険料	B の金額	旧長期損害保険料の控除額		~ 5,000 円	B の金額 円		5,001 円 ~ 15,000 円	B × 0.5 + 2,500 円 円		15,001 円 ~	限度額 10,000 円 円		C+D (限度額 25,000 円)	円																																													
A	地震保険料（合計）	円																																																																												
B	旧長期損害保険料（合計）	円																																																																												
C 地震保険料	A の金額	地震保険料の控除額																																																																												
	~ 50,000 円	A × 0.5 円																																																																												
	50,001 円 ~	限度額 25,000 円																																																																												
D 旧長期損害保険料	B の金額	旧長期損害保険料の控除額																																																																												
	~ 5,000 円	B の金額 円																																																																												
	5,001 円 ~ 15,000 円	B × 0.5 + 2,500 円 円																																																																												
	15,001 円 ~	限度額 10,000 円 円																																																																												
	C+D (限度額 25,000 円)	円																																																																												

所得控除の説明

(市・県民税の所得控除の説明です。所得税とは控除額が異なりますのでご注意ください。)

控除の種類	控除の内容	控除額																		
7 寡婦控除	<p>申告者が寡婦である場合の控除です。</p> <p>※ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外となります。</p>	寡婦控除	A 夫と離婚後婚姻していない方で、扶養親族があり、合計所得金額（※2）が 500万円以下の方 B 夫と死別後再婚しない方や、夫が生死不明などの方で、合計所得金額（※2）が 500万円以下の方																	
			26 万円																	
8 ひとり親控除	<p>申告者がひとり親である場合の控除です。</p> <p>※ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外となります。</p>	ひとり親控除	申告者と生計を一にする（※3）子（総所得金額等（※1）が 58万円以下で、他の人の扶養親族等になつてない方に限ります。）がいる方で、合計所得金額（※2）が 500万円以下の方																	
			30 万円																	
9 勤労学生控除	申告者自身が勤労学生である場合の控除です。	<p>控除額 = 26 万円</p> <p>申告者が学校教育法第 1 条の学校の学生、生徒または児童及び一定の課程を履修する各種学校の生徒で合計所得金額（※2）が 85万円以下であって、かつ、勤労によらない所得が 10万円以下の方</p> <p>※ 控除を受ける場合は、学校や法人から証明書の交付を受け添付するか提示が必要です。</p>																		
10 障害者控除	<p>申告者や申告者の配偶者、その他の親族（配偶者控除や扶養控除を受ける方、16歳未満の扶養親族がいる方に限ります。）が、障害者や特別障害者である場合の控除です。</p>	申告者や生計を一にする（※3）親族が、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの発行を受けている方。精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方。または、市町村長から『障害者控除対象認定書』の交付を受けた方	障害者 26 万円																	
		障害者のうち、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方。または市町村長から、特別障害者に準ずるとして『障害者控除対象認定書』の交付を受けた方	特別障害者 30 万円																	
		控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者で、申告者又は申告者の配偶者と同居を常況とする場合	同居特障者 53 万円																	
11 配偶者控除	申告者の合計所得金額が 1千万円以下で、申告者と生計を一にする（※3）申告者の配偶者（他の申告者の扶養親族、青色事業専従者又は白色事業専従者とした方を除きます。）の合計所得金額（※2）が 58万円以下の場合に、申告者の合計所得金額に応じて所定の金額を控除します。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額（※2）</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の配偶者</th> <th>70歳以上の配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～ 9,000,000円</td> <td>33 万円</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>9,000,001円～ 9,500,000円</td> <td>22 万円</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>9,500,001円～ 10,000,000円</td> <td>11 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>10,000,001円～</td> <td colspan="2">適用なし</td></tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額（※2）	控除額		一般の配偶者	70歳以上の配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)	0円～ 9,000,000円	33 万円	38 万円	9,000,001円～ 9,500,000円	22 万円	26 万円	9,500,001円～ 10,000,000円	11 万円	13 万円	10,000,001円～	適用なし		
申告者の合計所得金額（※2）	控除額																			
	一般の配偶者	70歳以上の配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれ)																		
0円～ 9,000,000円	33 万円	38 万円																		
9,000,001円～ 9,500,000円	22 万円	26 万円																		
9,500,001円～ 10,000,000円	11 万円	13 万円																		
10,000,001円～	適用なし																			

文中の（※1）、（※2）、（※3）は 13 ページに説明文があります。

所得控除の説明

(市・県民税の所得控除の説明です。所得税とは控除額が異なりますのでご注意ください。)

控除の種類	控除の内容	控除額					
12 配偶者特別控除	<p>申告者の合計所得金額(※2)が1千万円以下で、申告者と生計を一にする(※3)申告者の配偶者(他の申告者の扶養親族、青色事業専従者又は白色事業専従者とした方を除きます。)の合計所得金額が133万円以下の場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額を控除します。</p>	配偶者の合計所得金額(※2)	申告者の合計所得金額(※2)				
		0円~9,000,000円	9,000,001円~9,500,000円	9,500,001円~10,000,000円	10,000,001円~		
		580,001円~1,000,000円	33万円	22万円	11万円		
		1,000,001円~1,050,000円	31万円	21万円	11万円		
		1,050,001円~1,100,000円	26万円	18万円	9万円		
		1,100,001円~1,150,000円	21万円	14万円	7万円		
		1,150,001円~1,200,000円	16万円	11万円	6万円		
		1,200,001円~1,250,000円	11万円	8万円	4万円		
		1,250,001円~1,300,000円	6万円	4万円	2万円		
		1,300,001円~1,330,000円	3万円	2万円	1万円		
		1,330,001円~	適用なし				
※この控除は、夫婦がお互いに適用できません。							
13 扶養控除	<p>申告者と生計を一にする(※3)親族(申告者の配偶者を除く。)または児童福祉法により養育を委託された児童(いわゆる里子)及び老人福祉法により養護を委託された老人のうち、その親族、児童及び老人のそれぞれの合計所得金額(※2)が58万円以下で、年齢16歳以上の者の場合の控除です。</p> <p>(ただし、青色事業専従者又は白色事業専従者とした方を除きます。)</p> <p>なお、扶養親族が国外居住親族である場合には、次のいずれかに該当する方に限り扶養親族に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 年齢16歳以上30歳未満の人 (2) 年齢70歳以上の人 (3) 年齢30歳以上70歳未満のうち、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 ②障害者 ③扶養控除の適用を受けようとする者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人 	一般の扶養親族 (平成19年1月2日~平成22年1月1日生まれ) (昭和31年1月2日~平成15年1月1日生まれ)	33万円				
		特定扶養親族 (平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれ)	45万円				
		老人扶養親族 (昭和31年1月1日以前生まれ)	同居老親等以外	38万円			
			同居老親等	45万円			
※同居老親等とは 老人扶養親族のうち、申告者や配偶者の直系尊属で、申告者や配偶者との同居を常としている方。							
14 特定親族特別控除	<p>申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に、その特定親族の合計所得金額に応じて所定の金額を控除します。</p>	特定親族の合計所得金額(※2) (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額				
		580,001円~950,000円 (1,230,001円~1,600,000円)	45万円				
		950,001円~1,000,000円 (1,600,001円~1,650,000円)	41万円				
		1,000,001円~1,050,000円 (1,650,001円~1,700,000円)	31万円				
		1,050,001円~1,100,000円 (1,700,001円~1,750,000円)	21万円				
		1,100,001円~1,150,000円 (1,750,001円~1,800,000円)	11万円				
		1,150,001円~1,200,000円 (1,800,001円~1,850,000円)	6万円				
		1,200,001円~1,230,000円 (1,850,001円~1,880,000円)	3万円				
15 基礎控除	申告者についての控除です。	合計所得金額(※2)	控除額				
		0円~24,000,000円	43万円				
		24,000,001円~24,500,000円	29万円				
		24,500,001円~25,000,000円	15万円				
		25,000,001円~	適用なし				

税額控除

(市・県民税の税額控除の説明です。所得税とは控除額が異なりますのでご注意ください。)

	控除の内容	控除額
寄附金控除	<p>次の支出をした場合に控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 都道府県・市町村に対する寄附② 岩手県共同募金会に対する寄附③ 日本赤十字社岩手県支部に対する寄附④ 住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの⑤ 認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附のうち条例で定めるもの <p>寄附金控除の申告には、領収書が必要です。</p>	<p>【基本控除】 (寄附金合計 - 2,000 円) × (市民税 6%、県民税 4%) ※寄附金合計は総所得金額等（※1）の 30% 上限</p> <p>【特例控除】 都道府県・市町村等に対する寄附金のうち、総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金については、特例控除額が加算されます。 (対象の寄附金合計 - 2,000 円) × (90% - 所得税の限界税率) × (市民税 3/5、県民税 2/5) ※特例控除は市・県民税所得割の 20% 上限</p>

	控除の内容	控除額
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除のうち、所得税から控除しきれない額がある場合は、控除の対象となります。	控除額 = 次の①と②のいずれか小さい方の金額 ① 所得税の住宅借入金等特別控除のうち、所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48 万円) の 5% (上限 97,500 円)

	控除の内容	控除額
配当控除	配当所得がある場合、その算出税額から一定の金額を控除します。	控除額 = 配当所得金額 × 控除率（※） ※控除率…課税総所得金額 1,000 万円以下の場合 市民税 1.6% 県民税 1.2%

※1 総所得金額等とは…総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の申告分離課税所得金額を合計した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合は適用後の金額)

※2 合計所得金額とは…総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の申告分離課税所得金額を合計した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合は適用前の金額)

※3 生計を一にするとは…日常の生活の資を共にすること。(会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居しているまたは親族が修学、療養などのために別居している場合でも、生活費、学資金または療養費などを常に送金しているなどは該当)

市・県民税の税額

- 申告の内容や課税資料をもとに 1 年間の市・県民税の税額が計算されます。申告分離課税や繰越損失控除のない方は次の順序で計算します。(分離課税所得や繰越損失控除がある方は計算が異なります。)
 - (1) 所得金額合計 - 所得控除金額合計 = 課税標準額 (1,000 円未満の端数切捨て)
 - (2) 課税標準額 × 所得割額税率 (注 1) - 税額控除額 (注 2) = 所得割額
 - (3) 所得割額 + 均等割額 = 市・県民税額
- 市・県民税は前年の所得をもとに 1 年分が課税になります。令和 8 年度の途中で他市町村への転出、死亡した場合でも税額は減額になりません。
(注 1) 所得割額税率…市民税 6%、県民税 4%
(注 2) 税額控除額…寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などの額です。

※上記計算は制度改正などにより変わる場合もあります。

パソコン、スマホからe-Taxで確定申告してみませんか

◆e-Taxのメリット

- ・自宅で、確定申告の各種手続きをすることができます。
- ・生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略できます。
- ・書面提出の場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます（メンテナンス時間を除きます）。

1 事前準備

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）
- ・マイナンバーカードのパスワード2つ
①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

(作成コーナー)

(入力方法(動画))

2 確定申告書の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

※画面の案内に従って金額などを入力します。



◆e-Tax、作成コーナーヘルプデスク

e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方などの問い合わせに電話で対応する専用窓口です。

ナビダイヤル（全国一律市内通話料金）**0570-01-5901** 月曜日～金曜日 9時～17時

《詳しくは、e-Taxのホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。》

税申告の問合せ先

盛岡税務署 ☎ 019-622-6141

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

▶確定申告書の郵送先 ☎ 020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3
仙台国税局業務センター盛岡分室

八幡平市役所

企画総務部 税務課 市民税係 ☎ 0195-74-2111

☎ 028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地